

酒田市安祥寺蔵の十字名号

小山 正文

一 緒 言

親鸞によつてはじめられた本尊としての十字・九字・八字・六字の名号は、真宗教団の發展と共に種々様々の様式形式のものがおびただしくつくりられ、「当流ニハ木像ヨリハ絵像 絵像ヨリハ名号ト云ナリ」の宗風を築き上げるにまで至っていることは、すでの周知の事実であろう。まさに名号本尊こそは、真宗の歴史そのものであったといつても過言ではないのである。

親鸞以来のこうした名号本尊の諸相については、『真宗重宝聚英』第一卷・第二卷、当研究所編『蓮如名号の研究』等々の労作を通し、現代のわれわれは容易に窺知しうることを感謝しなければならぬ。しかしながら巷間にはまだまだ知られざる名号本尊が、無数に存在することは

いうまでもないのであつて、かつて筆者も右の良書に導かれつつ、多彩な展開を遂げた名号本尊の一例を紹介したことがある(千葉乗隆博士傘寿記念論集『日本の歴史と真宗』所収「名号本尊の一事例―高僧・太子を描く九字名号―」)。それは図版二・三・四のような九字名号の左右に真宗八祖や聖徳太子の像を描くというあまり例をみないもので、あるいはこうしたタイプの対幅的な十字名号も存在するのではないと指摘しておいた内容であつた。そうしたらはたして平成十六年(二〇〇六)九月七日の当研究所による酒田市安祥寺調査で、図版二の宝光寺本九字名号と全く同一様式の十字名号(図版二)に接する機会をえ驚喜きわまりなかつた。よつてここにそれを報告しておこうとおもふものである。



図版一 101.2×36.8cm 酒田市 安祥寺蔵



図版二 98.5×36.8cm 堺市 宝光寺蔵



図版三 103.8×44.9cm 尾西市 安楽寺蔵



二 名号と八祖像

図版一に示した安祥寺の十字名号は、タテ一〇・一・六センチ、ヨコ三六・八センチの絹本着色で、使用料絹は近世初頭から本願寺でよく使用されるようになる比較的目的のつんだものである。中央に「歸命盡十方无导光如来」の名号がすこし弓なりで大書されるが、その文字はまず一字ずつ字の輪郭線を写してのち、墨で中を埋めていく双鉤填墨（さうこうてんぼく）の手法が用いられている。中世品のそれは艶墨（つやすみ）や金泥（こんでい）を使って埋める場合が多いのに対し、安祥寺本は図版二の宝光寺本、図版三の安樂寺本、図版四の長泉寺本と同様ふつうの墨で済ませており、やや品格的に落ちるともいえる。これが近世に入る作品であることを物語ろう。名号の書体は古風で、津市専修寺に所蔵される建長七年（一一五五）親鸞八十三歳筆絹本着色黄地十字名号を淵源とするそれに倣っている。下に置かれる蓮台は少々剥落が進んでいるが、青・黄・赤・白・緑などの顔料を多用した立派なもので、その彩色、かたち、大きさが宝光寺本とほとんど同じであるから、同一紛本を使っているであろう。

紛本という点では、両本の最も大きな特徴である名号左右の八祖像も、像容の形姿、衣体、衣文、座具、札銘の位置等々より推して、やはり同じであることがわかるが、安祥寺本では各像の間隔が均等であるのに対し、宝光寺本ではそうなっていない。八祖像各個別の紛本の存在を想定しなければならぬ現象であろう。八祖像の彩色は安祥寺本においてや

や退色気味とはいえ、製せられた当初は想像以上に蓮台と同じく色あざやかであったろう。八祖像のうち竜樹から曇鸞までの正面観を強調した下より上に向う構成は、三条市長泉寺、白山市林西寺、豊田市原田家、京都市徳正寺、大阪市恵光寺等々に所蔵される光明本尊のそれと同一手法であり、特に曇鸞・道綽・善導が腰掛ける巾広い鳥居型曲象（とりぐけがた）は、それら光明本尊の影響を明らかに受けているといえる。

右掲の光明本尊のうち恵光寺本には大永二年（一五二二）の裏書をみるので、安祥寺本・宝光寺本名号本尊製作時期の上限もおのずから定まらう。他方こうした五祖像に対し源信・源空・親鸞の三祖像は、近世本願寺下付の型にはまった七祖像・宗祖像に同じであるから、結局安祥寺・宝光寺の両名号も江戸時代前期あたりの作とみて大過ないと考えられる。そのことは八祖像の個性乏しくこじんまりとまとめられている顔貌の表現や、枠取りをした胡粉上に書かれる札銘の萎縮した文字の書体からも十分是認できるところかとおもう。なお、札銘は次のように記されていて、宝光寺本と全く違わない。

源空聖人 善導大師 曇鸞大師 龍樹菩薩

親鸞聖人 源信和尚 道綽禪師 天親菩薩

三 讚銘の問題

さて、安祥寺本十字名号で注目すべき今ひとつの点は、上部と下部にしたためられる墨書銘である。これらの墨書銘は図版二の宝光寺本にも同様上下にみられ、図版三の安楽寺本、図版四の長泉寺本でも上部にのみ書かれている。普通こうした銘は色紙型を置き胡粉を塗った枠取り内へ書くべきものであるに、これら四本とも直接料絹へ筆を下しているために、あたかもあとから余白に追筆したかのような感を与える。こうしたやり方はやはり中世品でないことを意味しよう。安祥寺本上部の銘は次のように読める。

大集經言
若欲證得於佛
道應當除滅疑
勤修无上信心
者即能獲得於
菩提

これは『大集經』の文を讚とした銘文であるが、三行目と四行目との間に「網心」の二字を脱落している。よくみるとこの讚銘の文字は、親鸞の筆致に似せて書かれていることを注意したい。しばしば比較対照に出す宝光寺本の上は「涅槃經」の文になつてゐるが、やはり親鸞の筆癖を模しており、同様のことは安楽寺本・長泉寺本の上部にみえる「無

酒田市安祥寺蔵の十字名号

量壽經』の四十八願文についてもいえるところで、これら四本に共通する親鸞の筆風は、忽諾にできないものがあるときかかるとみなければならぬ。これにつき筆者は拙稿で詳述したごとくかかる現象の背景には、次掲のような七項目からなる康元元年(二五六)十一月廿九日親鸞八十四歳撰述の自筆本『浄土和讃』が、西本願寺より坊官の下間刑部卿頼廉(一五三七—一六二六)によつて持ち出され、それが人目によく触れるようになった事実と大いに関係するものがあると考えている。

A 浄土和讃(総計十三首からなり、三重・専修寺蔵国宝本『正像末法和讃』の第二十一・七・二十五・二十六・十・十一・八・九・一・二・三・三十七・三十八首目と同内容)

B 大无量寿経言(『仏説無量寿経』上巻四十八願の第十一・十二・十三・十七・十八・十九・二十・二十二・三十三・三十五願の計十願文を収める)

C 无量寿如来会言(四十八願の第十一願文)

D 業報差別経言(高声念仏読経有十種功德文)

E 大集経言(若欲證得於仏道文)

F 涅槃経言(梵行品阿闍世王供讚偈文八句)

G 往相回向還相回向分類(三重・専修寺蔵『如来二種回向文』に同(じ)

『浄土和讃』と題されるこの親鸞自筆撰述書のBに出てくる第十九願文、第二十願文、第三十三願文が、安楽寺本・長泉寺本の九字名号に、

またEの文が主題の安祥寺本十字名号に、そしてFのそれが宝光寺本九字名号にそれぞれあらわれている事実を確認できるであろう。

実は親鸞が「浄土和讃」を撰述する一ヶ月前の康元元年十月にしたためた四幅の著名な紙本墨書名号上部に着讃される文も、Bにみえる第十一願文、第十二願文、第十三願文、第十七願文、第十八願文とCの文であり、安祥寺・宝光寺名号の祖師像に影響を与えている三条市長泉寺本光明本尊の上下讃銘も、「浄土和讃」Bの第十九願文、第三十三願文とFおよびGの文となっている事実からもわかるごとく、「浄土和讃」のBよりGまでの諸文は、名号本尊の讃銘として使われることが多かったのである。

その親鸞自筆の本願寺秘蔵本が、頼廉の持ち出しによって再注目され、讃の文字まで親鸞のその筆蹟に似せて作られた一連の名号本尊こそが、安祥寺・宝光寺・安楽寺・長泉寺の十字や九字のそれにほかならなかったのである。したがってこれら四点の名号本尊は、本願寺の正式下付物には見当たらないところより、本願寺と一定の距離を置いた下間家あたりが関与してなされた可能性が高いといえよう。

四 紀年銘の疑問

安祥寺本十字名号で、最後にみておかなければならないのは下部の紀年銘である。次のようにある。

文 永 二 朞
初 冬 上 旬
讃 之

(花押)

これは上部「大集経」の銘文を親鸞没後三年目に当る鎌倉中期の文永二年(一二六五)に着讃したことを意味するものであるが、花押のみで誰が讃をしたのかはわからない。しかし宝光寺本にもやはりこれと同類の次のような紀年銘が下部にあって、その筆者に当る人物を明らかにする。

正 安 二 朞
初 春 中 旬

拜 而

讃 之

権 大

僧 都

中 納 言

釋 覺 如 (花押)

すなわち宝光寺本の「涅槃経」の文は、鎌倉後期の正安二年(一三〇〇)に、本願寺第三代の覚如がこれに讃を加えたというのである。ここにみえる花押と安祥寺本の花押とは全く同じである上、その紀年の記し方も一致するので、安祥寺本も当然覚如の筆ということになり、げんに安祥寺本は「覚如上人御筆」と金泥で書かれた黒漆塗りの立派な箱に納

五 結 語

入されているのである。しかし覚如には安祥寺本や宝光寺本のような署名の記し方はなく、また両本の花押も本願寺文書にみられる覚如のそれとは異なっている。そして何よりも安祥寺本の文永二年に覚如は、まだ出生していないという決定的な矛盾点も存し、結局こうした紀年銘は、この名号本尊が初期本願寺の段階でなされたことを強調せんとした遙か後世の偽銘にほかならない。これがために嘉永元年（一八四八）安祥寺第十一世継尊実恵は、この名号本尊を持参して上京し、東本願寺第二十年代達如、第二十一代嚴如父子の拝覧内意をえて、三代覚如ではなく二代如信の筆とするに至る次掲のごとき記録をわざわざ残したほどであった。

右八祖ノ御影古来ヨリ覚如上人ノ真筆トイヘリ箱ノ上ニモ左ノコトクシルセリシカレトモ考ルニ正ク如信上人ノ真筆ナリソノユヘハ覚如上人ハ文永七^庚年十二月廿八日降誕ナリ豈文永二^乙年号ニ違スルニアラスヤ如信上人ハ延応元^己年稔降誕ニシテ文永二^乙年歳ハ廿有七才ノ御時ナリシカレハ如信上人ナル^レ必セリ依テ嘉永元^戊年季上京之御供奉定衆河州平野惠光寺^聖ノ取次ニテ先上覚院達如上人現住法皇嚴如上人両上人御拝礼如信上人真筆ニマキレコレナキヨシ七高祖ノ真影ノ元始ナラント御意コレアリ別ニ御写仰付ラレ本幣御返却写ハ五本廟ニ御ト、メコレアリ候間爰ニソノ趣ヲ記シテ后代ニコレヲシラシムルモノナリ

十一世現住 継尊実恵(花押)

酒田市安祥寺蔵の十字名号

以上、安祥寺本十字名号につきほしいままに記述してきたが、この名号は親鸞撰述の「浄土和讃」と関係があり、また光明本尊の影響を受けて八祖像を描くなど、きわめて特異な本尊であることが了解できたかとおもう。安祥寺本はおそらく宝光寺本九字名号と同時に、同工房で製せられたことが両本の蓮台・八祖像の描法彩色からも首肯でき、同様の偽銘が加えられている点からも疑いない。その背景にはおそらく親鸞自筆の「浄土和讃」を西本願寺より持ち出した下間家が、関与しているであろうことが考えられる。また安祥寺本、宝光寺本は、これでそれぞれ完結したものとなっているので、十字・九字の違いがあるものの対幅の形をとる名号ではなかったようにおもわれる。これに對しやはり二本と同時に、同環境のもとで作られたとみられる安樂寺本、長泉寺本九字名号の方は、八祖のうちの五祖(竜樹・曇鸞・源信・源空・親鸞)および聖徳太子を描くだけとなっているので、対幅の十字名号もしくは六字名号が別にあつて、それに残りの三祖と先徳像でも描いていた可能性を否定したい面がある。しかしこれら一連同質の名号本尊は、いずれも単幅で散在する事実よりすれば、最初からそれぞれ独立した名号として製せられているのかも知れず、今後の究明にまつこととし擱筆する。